

説明資料

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期
におけるユニバーサルサービス制度の在り方

平成22年8月6日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度は、国民生活に不可欠であると広く認識される通信サービスを、全国どこでも地域間格差なく利用できることを確保するための仕組み。現在、電気通信事業法第7条に基づき、「加入電話」、「第一種公衆電話」、「緊急通報」がユニバーサルサービス制度の対象として位置づけられており、事業者によるその提供義務等が課せられているとともに、これを全国あまねく提供している事業者に対して基金による支援を実施。
- FTTH等のブロードバンドサービスの普及に伴い、FTTH等の回線を用いて提供する「OAB～J-IP電話(光IP電話)」が、加入電話と通話品質が同等であり、ブロードバンドサービスの料金に安価な基本料を加えることで利用できることから、急速に普及。さらに、ブロードバンドサービスの契約を要せずに単独で利用でき、加入電話と料金面でも同等性を有する光IP電話も登場。このような現状を踏まえれば、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期においては、固定電話については、加入電話と光IP電話が並存しつつ、加入電話から光IP電話へ置き換わっていくと想定。
- また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」政策決定プラットフォームが取りまとめた「『光の道』構想実現に向けて－基本的方向性－」(平成22年5月18日)においては、「『光の道』の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し」として、「メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、ユニバーサルサービスの対象を「『加入電話』又は『加入電話と同程度の料金水準の光IP電話』」と変更する」ことの必要性が提言されており、この変更により、「宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進すること」が期待。
- 以上から、ユニバーサルサービス制度の対象、ユニバーサルサービス基金の在り方等、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について、検討が必要。

1 ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービスの対象

ア 急速に普及し、加入電話に置き換わっている「光IP電話」の取扱い

①加入電話と同等か否かを判断するための基本的要件

どのような基本的要件を満たす光IP電話が、加入電話と同等なサービスと扱うことができ、『「加入電話」又は「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話』』として、ユニバーサルサービスに加えることができるか。

②加入電話と同等と判断できる光IP電話の範囲

現在、定額型の光サービス等の契約が必要な光IP電話に加え、単独で利用できる光IP電話も提供されており、また、準定額型の光サービスの検討もなされている。①の要件を踏まえ、具体的に、どのような光IP電話がユニバーサルサービスの対象として考えられるか。

イ メタルアクセス回線のまま、IP網に收容される電話の取扱い

NTTでは、PSTNユーザのマイグレーションに関して、「光化エリアにおけるメタルアクセスのIP対応装置によるNGN收容」を検討している。このような電話サービスが実際に登場した場合、ユニバーサルサービス制度においては、どのように取り扱うことが妥当か。

ウ 「緊急通報」の取扱い

光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、光IP電話から発信される緊急通報も、加入電話と同様にユニバーサルサービスの対象とすべきか。

エ その他

その他、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期において、既存のユニバーサルサービスの対象に関して、見直し等が必要な事項があるか。

2 検討事項1の検討結果等を踏まえた、ユニバーサルサービス基金の在り方

ア 光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合の補てんの要否

検討事項1において、一定の光IP電話をユニバーサルサービスの対象とする場合、加入電話等と同様に、当該光IP電話を提供する適格電気通信事業者に対して、基金からの補てんが必要か否か。

補てんが必要な場合、以下の補てん額の算定方法はどうか。

- コストの算定方法(加入電話等は、長期増分費用方式(LRIC)により算定)
- 補てん対象地域の特定方法(加入電話等は高コスト側上位4.9%を対象)
- 補てん額の算定方式(加入電話はベンチマーク方式を採用)

イ 加入電話の補てん額の算定方法の見直しの要否

現在、加入電話の補てん額の算定に当たっては、IP化の進展に伴い、加入電話から光IP電話に移行した回線数を加入者回線に加算するという補正を行っているが、検討事項1、上記アの検討結果等を踏まえ、当該補正をはじめ、現行の加入電話の補てん額の算定方法を見直す必要があるか。

ウ その他

その他、ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期において、既存のユニバーサルサービス基金制度に関して、見直し等が必要な事項があるか。

1 日時等

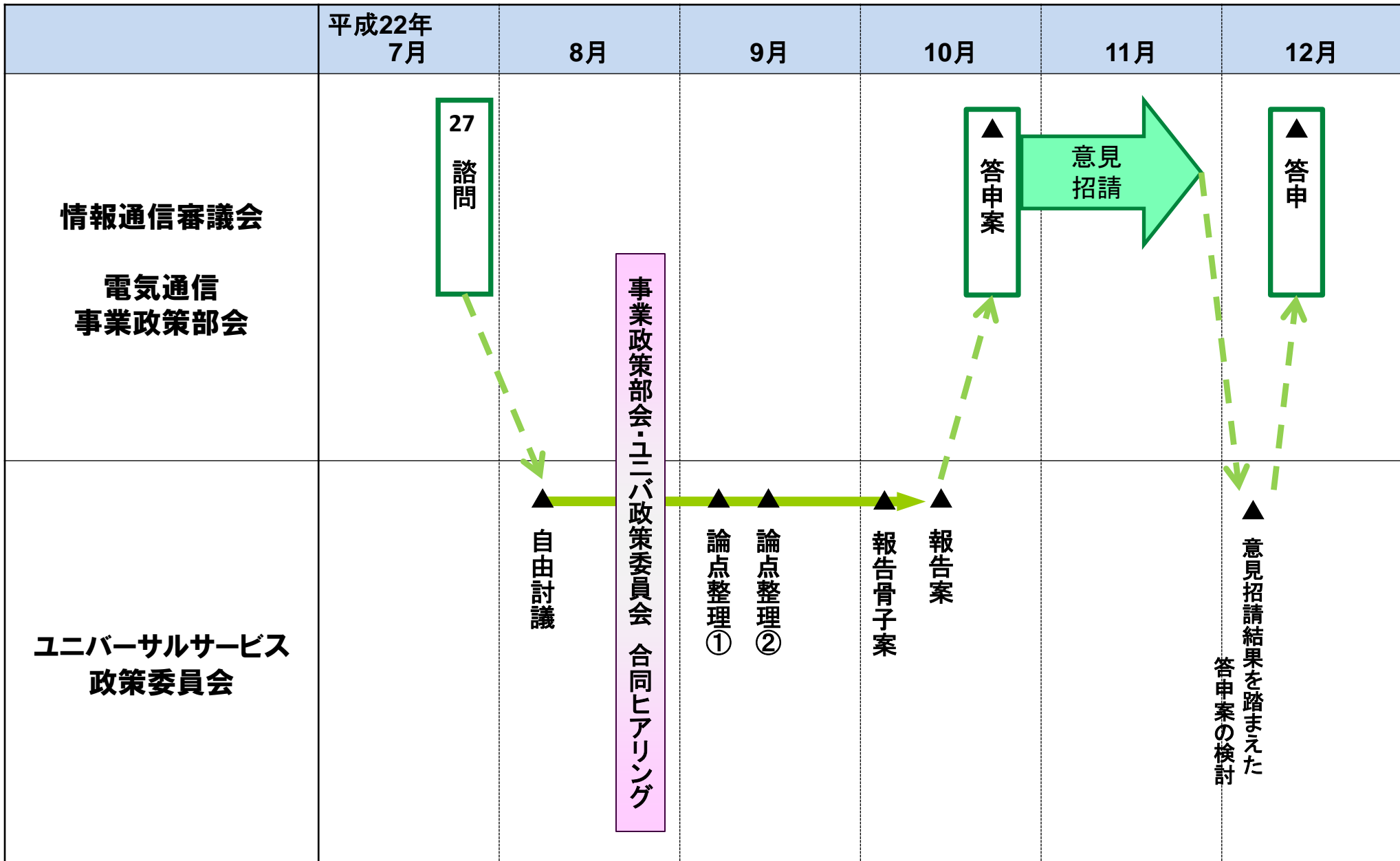
■ 平成22年8月26日(木)(予定)

■ 意見陳述:75分程度

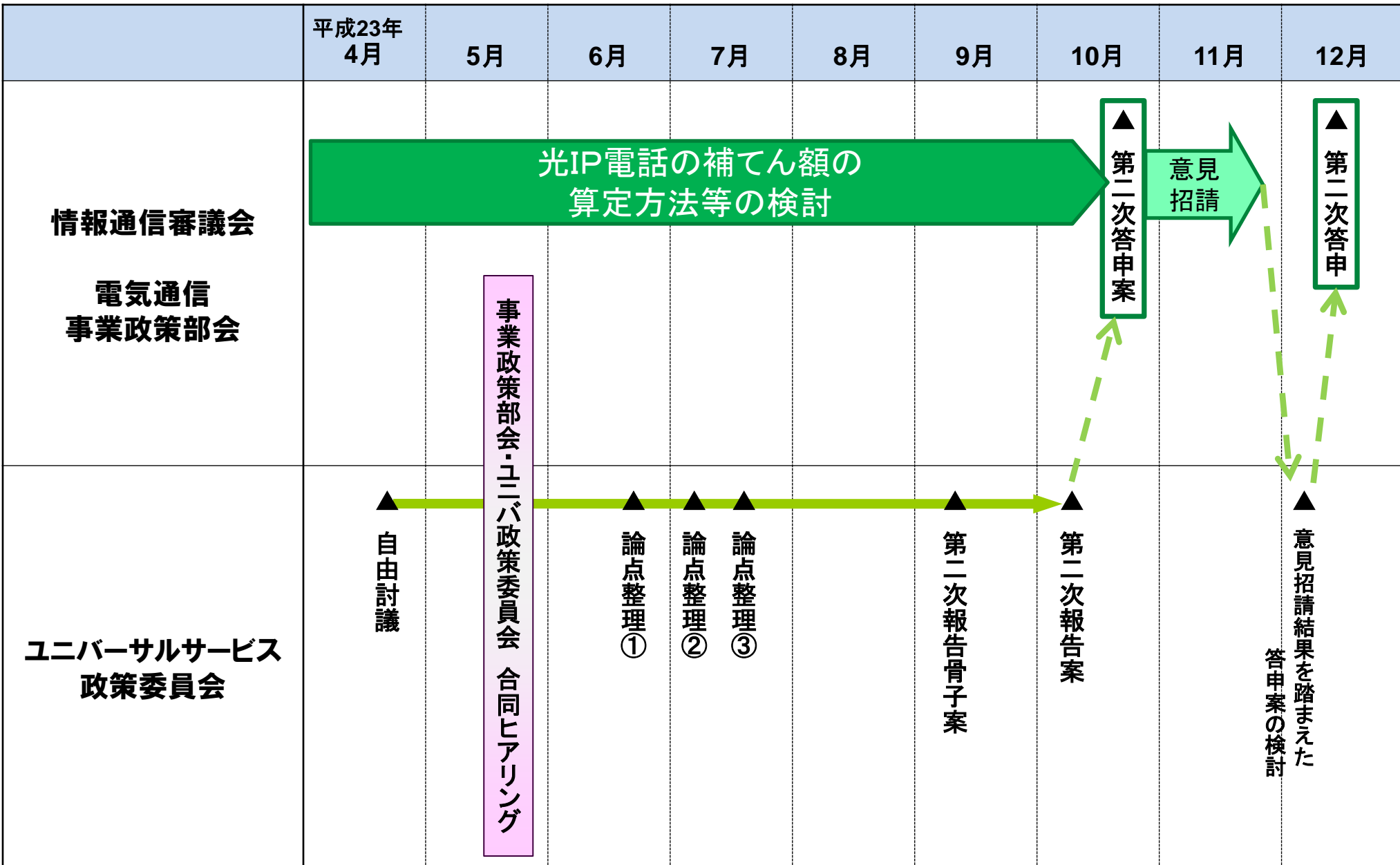
質疑応答:45分程度(質疑応答には、委員に加えて、意見陳述者も参加)

2 ヒアリング事業者・団体(案)

候補となる事業者(案)	意見陳述時間(案)
東日本電信電話株式会社	併せて15分程度
西日本電信電話株式会社	
KDDI株式会社	10分程度
ソフトバンク株式会社	10分程度
株式会社ケイ・オプティコム	10分程度
株式会社ジュピターテレコム	10分程度
全国地域婦人団体連絡協議会	10分程度
全国消費者団体連絡会	10分程度



※上記日程は、検討状況等により変動がありうる。



※上記日程は、検討状況等により変動がありうる。